
静岡県東部農林事務所メールマガジン あずまニュース 第154号
(2025年4月16日配信)

持続的農業経営支援事業の募集

県では、持続的な農業経営の推進のため、省エネや効率化等に資する農業用施設や農業用機械の更新、改修を行う認定農業者等の皆様を支援します。

●事業内容

【補助対象】

農業用施設、施設附帯設備、農業用機械の更新又は改修

なお、以下の取組は補助の対象外となります。

- ・ 新規導入するもの
- ・ 単純更新するもの（導入前後で効果が変わらないもの）
- ・ 消耗品（毎年度更新するハウスのビニールやカーテン等）
- ・ 従前の施設等を処分せずに使い続けるもの
- ・ 生産以外の目的で使用可能な、汎用性の高いもの（事務所、軽トラック、パソコン等）

【事業実施対象者】

大規模経営体（年間の農産物販売金額がおおむね5千万円以上）を除く認定農業者、認定新規就農者（事業の実施年度内に認定見込みの方を含みます）

【成果目標】

以下の2つの取組を実施してください。

以下の取組と審査員による事業実施計画の審査により、採択順位を決定します。

- (1) 経営維持継承に向けた取組（複数選択可）
 - ・ 共済、収入保険等への加入
 - ・ 経営継承計画の策定
 - ・ 国際水準GAP、有機JAS認証の取得 など
- (2) 導入効果（2つ以内で選択）※事業完了の翌々年度まで
 - ・ 生産コスト、労働時間の削減
 - ・ 単収、品質の向上
 - ・ 環境保全型農業の取組面積の増加 など

【補助率（額）】

補助率3分の1以内

【補助金額の上限】

- ・ 農業用施設本体の更新：1平方メートルあたり7千円（メロン専用ガラス温室は1平方メートルあたり15千円）又は700万円のいずれか少ない額
 - ・ 農業用施設本体の改修：1平方メートルあたり2千円（メロン専用ガラス温室は1平方メートルあたり5千円）又は200万円のいずれか少ない額
 - ・ 施設附帯設備の更新又は改修：300万円
 - ・ 農業用機械の更新又は改修：200万円
- ※ この金額を上回る金額は自己負担となります。

【補助金額の下限】

- ・ 農業用施設本体、農業用機械：33万3千円（事業費ベース100万円）
- ・ 施設附帯設備：16万6千円（事業費ベース50万円）

※ 補助金額がこの金額を下回る事業は申請できません。

【募集期間】

令和7年4月4日（金）から4月30日（水）まで

- 交付申請書等は下記の県ホームページからダウンロードいただけます。
事業参加に当たっては実施要領・交付要綱等を御確認ください。

<https://www.pref.shizuoka.jp/sangyoshigoto/nogyo/1040858/1053386.html>

● 問合せ・提出先

東部農林事務所 企画経営課 企画事業班

TEL：055-920-2157 FAX：055-924-8594

〒410-0055 沼津市高島本町1-3 静岡県東部総合庁舎 7 階

あずまニュース第154号はいかがだったでしょうか。
これからも皆さんが楽しめ、参考になる記事を配信して
いきたいと思います。

意見、ご要望がありましたら、こちらまで。

↓↓↓↓↓↓↓↓↓↓

(E-mail) tounou-kikaku@pref.shizuoka.lg.jp

静岡県東部農林事務所 企画経営課 企画事業班

TEL：055-920-2157 FAX：055-924-8594

<https://www.pref.shizuoka.jp/sangyou/sa-720/index.html>

〒410-0055 静岡県沼津市高島本町1-3 静岡県東部総合庁舎 7 階

※今後配信の必要のない方は、お手数ですが当所メールアドレス
に配信停止のご連絡をお願いします。
その際『あずまニュース』の配信停止である旨、ご記載願います。

※メールアドレスの変更等の場合は、あずまニュース配信先の
変更希望と記載の上、新メールアドレス、旧メールアドレス、
お名前をお知らせ下さい。
